

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

平成 24 年 7 月 9 日

浦添市長 儀間 光男



1. 業務概要

(1) 業 務 名：まるごと浦添発信事業委託業務

(2) 履行場所：浦添市内

(3) 業務目的：

浦添市の観光産業振興に資するため、本市の有する「観光コンテンツ」を効果的に発信するための手段を構築し、浦添市観光に関する情報を国内外に発信することにより浦添市の魅力を広く伝えとともに、浦添市の観光地としての価値を高め、年間を通じた誘客活動に繋げ、もって地域の観光振興及び産業振興に資することを目的とする。

(4) 業務内容：

浦添市における「観光コンテンツ」を発信するため、様々な市の観光振興に資する情報を集積した観光ポータルサイト作成等のソフトウェア（以下、「ソフトウェア」という。）開発、コンテンツ制作、市内回遊強化・誘客事業の実施、関係者間の調整等を行う。

なお、作成にあたっては観光客の利便性、情報発信を担う担当者（市民及び市内事業所等も含む）の操作性等を考慮し、本市の特徴的な文化・スポットを集約し、「四季（4 Season）オンシーズン」を念頭に置いたソフトウェア開発やコンテンツ制作を行う。併せて検索を容易にし、多くの人に関連されるような魅力的な内容とする。

また、本市の抱える観光面での課題に適切に対処し、必要に応じた関係者への提言、技術指導、アドバイス等の支援を行い、市の「観光コンテンツ」の発見と創造、市民等の観光誘客に対する意識向上を図る。

(5) 履行期間：契約締結日から平成25年3月15日（金）まで

(6) 契約限度額：30,037,000円（税込み）

(7) 成 果 品：①業務報告書概要版 100部、冊子 50部、データ、
②本事業により作成したソフトウェア、コンテンツ、印刷物等
②については受託者と別途調整

(8) 本業務は、受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、浦添市及び他の官公庁契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 沖縄の観光産業に対して広い知見を持つ技術者等が当該業務に携わること。
- (5) 当該業務の類似業務（HP構築等のソフトウェア開発及び広報、出版等）の経験を有すること。
- (6) 当該業務の見積額が契約限度額であること。
- (7) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。

なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする

- ①共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- ②共同企業体を構成する全ての構成員が（１）～（３）の要件を満たす者であること。
- ③共同企業体を構成するいずれかの事業者が（４）及び（５）の要件を満たす者であること。
- ④共同企業体を構成する事業者全体で（６）の要件を満たす者であること。
- （８） 労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の制度があること。
- （９） 県民税及び所在市町村民税に未納がないこと。

3. 企画提案者を選定するための基準等

- （１） 企画提案者は当該業務受託に係る選定委員会（以下「選定委員会」という。）に企画内容を説明し、当該委員会にて受託候補者を選定する。

- （２） 選定基準は次のとおり。

- ①基本項目

- ・受託業務に対する理解度
- ・担当者と観光産業に対して広い知見を持つ技術者等との連携
- ・工程及び実施体制

- ②観光ポータルサイト及びソフトウェア開発

- ・企画内容、保守、デザイン
- ・モバイル機器への対応、ユーザビリティ

- ③コンテンツ制作

- ・企画内容、制作の継続性

- ④回遊・誘客事業

- ・企画内容、事業所との連携

- ⑤その他

- ⑥一般的事項

- ・広報効果、斬新性、見積の内容

4. 各種手続等

- （１）参加表明書の提出等

参加を希望する者は下記により参加表明書を提出するものとする。

- ①提出期間：平成24年7月9日(月)から平成24年7月20日(金)
- ②提出時間：休日を除く午前9時から午後5時まで

③提出方法：持参または郵送等により原本を提出する。なお郵送の場合は提出期限日の午前中に必着。

④提出部数：2部

⑤提出場所：浦添市市民部商工産業課（浦添市安波茶 1-1-1 庁舎5階）

⑥無効条件：参加資格条件を満たしていない者等は無効となる。

(2) 企画書の提出等

企画書の提出は以下のとおりとする。

①企画書の提出期間：平成7月9日(月)から平成24年7月27日(金)

②提出時間：午前9時から午後5時まで

③提出方法：企画提案提出書に、企画書10部及び当該企画書データの入ったCD/DVDを持参または郵送等にて提出する。なお郵送の場合は提出期限日の午前中に必着とする。

(3) 選定委員会への説明

期 日：平成24年8月9日(木)

※平成24年8月1日(水)までに日程及び場所を決定し、説明を行う企画提案者に連絡する。

(4) 受託者の決定について

受託者の決定については、平成24年8月14日(火)までには決定する予定である。

(5) その他

本公募に関する詳細事項は、別紙「平成24年度 まるごと浦添発信事業委託業務公募実施要領」を参照すること。

5. その他留意事項

(1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明書及び企画書の作成に関する費用は企画提案者の負担とする。

(3) 本公告に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(4) 本公告に明記されていない事項で、委託業務の実施にあたり、必要となる事項については、浦添市及び受託者との間で協議の上、決定する。

(5) 提出された参加表明書及び企画書は返却しない。また、提出された参加表明書

及び企画書は、選定以外に企画提案者に無断で使用しない。なお、提出された参加表明書及び企画書は公開しない。

○問い合わせ先

〒 901-2501

沖縄県浦添市安波茶 1-1-1

商工産業課 商工観光係（担当：友利、知念）

電話 098-876-1234（内線 3161） FAX 098-876-9467

Mail syoko@city.urasoe.lg.jp